

## 令和6年度 公募事業説明会

## 令和6年度の主要事業（中小企業支援課関係）の概要

令和6年4月9日  
 鹿児島県商工労働水産部中小企業支援課  
 中小企業支援係  
 金 融 係

## 目次

<b>I 原油・原材料高騰対策事業</b>	
1	原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助事業 ----- P. 1
2	㊦サービス業生産性向上・販路開拓支援事業 ----- P. 1
<b>II 企業の「稼ぐ力」の向上に関する事業</b>	
1	中小企業経営革新支援事業 ----- P. 2
2	かごしま経営革新推進企業伴走支援事業 ----- P. 2
3	県中小企業融資制度運営事業 ----- P. 3
4	<u>中小企業経営改善計画等策定支援事業</u> ----- P. 3
5	企業成長促進ハンズオン支援事業 ----- P. 4
6	㊦ <u>中小企業事業継続力強化支援事業</u> ----- P. 4
7	㊦ <u>中小企業事業承継加速化事業</u> ----- P. 5
8	専門家派遣事業 ----- P. 5
<b>III その他</b>	
1	かごしま中小企業支援ネットワーク ----- P. 6
別添	・ 中小企業・小規模企業振興に関する令和6年度推進計画～概要版～ ・ 令和6年度推進計画掲載補助事業一覧表

## I 原油・原材料高騰対策事業

### 1 原油・原材料高騰等対策特別資金関連利子補助事業 70,288千円

#### [趣 旨]

コロナ禍における原油価格や原材料価格の高騰により、経営に大きな影響を受けた中小企業者等が借り入れた「原油・原材料高騰等対策特別資金」の利子について補助を行い、1年間実質無利子とすることにより、中小企業者等の経営の安定化を図る。

#### [事業内容]

- 対象資金：原油・原材料高騰等対策特別資金
- 補助率：1.6%～1.9%（全額補助）
- 補助対象期間：1年間（償還開始（支払利息開始のみを含む。）の日の属する月から起算して1年間）
- ※ 融資申込受付は、令和5年3月31日で終了。

#### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課金融係 TEL：099-286-2946 FAX：099-286-5576  
Mail：e-kinyuu@pref.kagoshima.lg.jp

### 2 ㊦サービス業生産性向上・販路開拓支援事業 311,115千円

#### [趣 旨]

県内サービス事業者が、物価高騰等の経済社会の変化に対応できるよう、デジタル化・省力化等人手不足の軽減に資する生産性向上や需要の見込める新たな市場への販路開拓を図るための支援を行う。

#### [事業内容]

- 以下の取組に対し、経費の一部を補助する。
  - ・ 補助対象者：県内サービス業者
  - ・ 補助対象事業
    - ① 生産性向上型（120者想定）  
機器の購入・リース，ソフト使用・開発，クラウド利用，従業員教育，専門家派遣 など
    - ② 販路開拓型（50者想定）  
EC・通販導入，商品デザイン開発，Web商談会への参加 など
    - ③ 混合型（30者想定）
  - ・ 補助対象経費  
機械装置等購入費，クラウドサービス利用費，専門家の招へい経費，研修費，展示会出展経費，ECサイト政策経費，広告宣伝費，外注委託費，旅費 など
  - ・ 補助上限額：150万円
  - ・ 補助率：1/2以内

#### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課中小企業支援係 TEL：099-286-2944 FAX：099-286-5576  
Mail：shien@pref.kagoshima.lg.jp

## II 企業の「稼ぐ力」の向上に関する事業

### 1 中小企業経営革新支援事業

5,524千円

#### [趣 旨]

新商品や新サービスの開発・提供など，新たな事業活動に積極的にチャレンジする中小企業の経営革新計画の策定等を支援し，県内中小企業者の経営基盤の強化を図る。

#### [事業内容]

- 1 経営革新計画の作成支援，審査・承認，承認企業に対するフォローアップなど
- 2 経営革新計画に基づき実施する販路開拓等に要する経費の一部助成  
対象者：経営革新計画について知事の承認を受けた中小企業者及び組合等  
対象事業：新商品・新技術開発，販路開拓  
補助率等：事業費の1/2以内※3の認定企業は2/3以内  
補助限度額：2,000千円以内※3の認定企業は3,000千円以内
- 3 かがしま経営革新推進企業認定

#### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課中小企業支援係（TEL 099-286-2944）  
（公財）かがしま産業支援センター経営支援課（TEL 099-219-1273）  
最寄りの商工会議所，商工会

### 2 かがしま経営革新推進企業伴走支援事業

4,463千円

#### [趣 旨]

県内中小企業が，経営環境の変化に強い企業体質へ成長していくために，経営計画の策定や経営課題の解決に繋がる支援を行い，付加価値額を向上させ，経営基盤の強化を図る。

#### [事業内容]

- 1 経営革新課題対応セミナー&ワーク  
経営革新のノウハウ，的確な課題設定の手法等
- 2 課題解決に向けた伴走支援  
専門家等が起業を訪問し，経営課題に応じた解決策を提案等

#### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課中小企業支援係 TEL：099-286-2944 FAX：099-286-5576  
Mail：shien@pref.kagoshima.lg.jp

**[趣 旨]**

県中小企業融資制度において、中小企業者の経営の合理化及び安定強化に必要な資金の融資を行う。

また、保証機関に対し、県中小企業融資制度の信用保証料の補助を行うことにより、通常の保証料率より引き下げ、中小企業者の保証料負担を軽減する。

さらに、保証機関に対して損失補償を行うことにより、保証機関の積極的な保証を推進する。

**[事業内容]**

- 新規融資枠 420億円
- 信用保証料補助 383,068千円
- 損失補償 353,781千円（債務負担行為限度額）
- 基本方針関連資金：新事業チャレンジ資金、成長企業応援資金など

**【問い合わせ先】**

県庁中小企業支援課金融係 TEL：099-286-2946 FAX：099-286-5576  
Mail：e-kinyuu@pref.kagoshima.lg.jp

**[趣 旨]**

保証料ゼロ、3年間実質無利子の融資を借り入れた中小企業者等が、国の「経営改善計画策定支援事業」又は「早期経営改善計画策定支援事業」を活用し、経営改善計画を策定する際の費用の一部を補助する。

**[事業内容]**

- 補助金額  
補助率：計画策定費用の1／6以内
- 補助上限額  
経営改善計画策定支援事業を活用した場合：50万円  
早期経営改善計画策定支援事業を活用した場合：3.75万円

**【問い合わせ先】**

県庁中小企業支援課金融係 TEL：099-286-2946 FAX：099-286-5576  
Mail：e-kinyuu@pref.kagoshima.lg.jp

## 5 企業成長促進ハンズオン支援事業

23,573千円

### [趣 旨]

県内企業の生産性を高めて付加価値額を向上させるため、成長意欲の高い県内企業に対して、株式上場を円滑に進めるためのセミナーや成長戦略を策定するゼミ等を実施し、企業の成長促進を図る。

### [事業内容]

- 1 小さなミーティング  
成長意欲の高い企業の情報共有・連携 等
- 2 企業成長セミナー  
株式上場に必要な取組・準備等に関する知識、企業同士の交流
- 3 成長戦略等策定ゼミ  
成長戦略・計画策定支援、業務・業績管理支援
- 4 出口支援  
プレゼンテーション会の実施、修了証の発行 等

### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課中小企業支援係 TEL : 099-286-2944 FAX : 099-286-5576  
Mail:shien@pref.kagoshima.lg.jp

## 6 中小企業事業継続力強化支援事業

7,958千円

### [趣 旨]

県内中小企業の事業継続力強化を支援するため、事業継続力強化計画やBCPの策定に対する支援を行うとともに、支援機関に対する研修等を行い、県内中小企業の持続的発展を図る。

### [事業内容]

- 1 BCP策定・BCM支援
  - (1) 事業継続力強化計画・BCP策定に向けたワークショップの開催  
事業継続力強化計画の作成・認定及びBCP策定をサポートするワークショップ開催 など
  - (2) アドバイザーによる支援  
ワークショップ参加企業が事業継続力強化計画の策定や認定手続き等について相談できる窓口（アドバイザー）を設置。
- 2 支援力向上支援  
中小企業支援機関向け研修会の開催  
内容：県内中小企業支援機関等の経営支援のスキルアップ など

### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課中小企業支援係 TEL : 099-286-2944 FAX : 099-286-5576  
Mail:shien@pref.kagoshima.lg.jp

## 7 ㊦ 中小企業事業承継加速化事業

22,897千円

### [趣 旨]

県内中小企業の早期の事業承継を促進するため、第三者承継（M&A）に係るセミナーの開催，M&Aや新規事業の取組に係る経費の補助，代替わりを契機とする事業の磨き上げに向けた伴走型支援等を行う。

### [事業内容]

- 1 税理士会等のタイアップによる第三者承継支援セミナーの開催  
地域の税理士会等と連携し，県内7地域（地域振興局・支庁単位）で，第三者承継（M&A等）に関するセミナーを開催
- 2 補助金による支援  
対象経費：第三者承継に係る専門家委託料・仲介経費  
新規事業の取組に係る専門家委託料・広告宣伝費 など  
補助率等：対象経費の1／2以内
- 3 代替わり伴走型支援

### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課中小企業支援係 TEL：099-286-2944 FAX：099-286-5576  
Mail:shien@pref.kagoshima.lg.jp

## 8 専門家派遣事業

2,991千円

※かごしま産業支援センター実施事業

### [趣 旨]

創業者や中小企業者が抱えている経営技術，人材，情報化等の様々な問題に対して，課題解決のための専門家を派遣して，診断助言を行う。

### [事業内容]

- 1企業当たり8回程度派遣
- 費用（謝金，旅費）の2／3を補助
- 派遣前に専門家との事前マッチングを実施し，経営課題（テーマ）を設定

### 【問い合わせ先】

（公財）かごしま産業支援センター経営支援課  
TEL：099-219-1273 FAX：099-219-1279  
Mail:keiei@kisc.or.jp

### Ⅲ その他

#### 1 かごしま中小企業支援ネットワーク

ゼロ予算

##### [趣 旨]

県内中小企業者の事業再生等を支援するため、「かごしま中小企業支援ネットワーク」において、会員（金融機関、保証機関、商工団体、士業団体など）相互の協調体制を構築し、情報共有及び連携強化を図る。

##### [事業内容]

- 1 代表者会議の開催
- 2 連絡会議の開催
- 3 研修会の開催
- 4 情報提供

##### 【問い合わせ先】

県庁中小企業支援課金融係 TEL : 099-286-2946 FAX : 099-286-5576  
Mail : e-kinyuu@pref.kagoshima.lg.jp



「ゼロゼロ融資」を借り入れた県内中小企業の経営改善を支援します。



## 中小企業経営改善計画等策定支援事業

### 1 このようなことでお困りの方

借入金の返済負担等、財務上の問題を抱えており自ら経営改善計画等を策定することが難しい。

資金繰り悪化等が生じ経営に支障が生じることを予防するために、資金繰りの安定化を図りつつ収益力を改善したい。

↓  
国の「経営改善計画策定支援事業」  
金融機関からの返済条件変更等の金融支援を受けることを予定し、金融調整を伴う内容。

↓  
国の「早期経営改善計画策定支援事業」  
金融支援は目的とせず、早期から経営を見直すための資金実績・計画表などの基本的な内容を整理。

### 2 国の「経営改善計画策定支援事業」

国が認定した専門家の支援を受けて本格的な経営改善計画を策定し、金融機関への返済条件等を変更する場合、専門家に対する支払費用の2/3（上限200万円）を国が補助。

県は、利用した中小企業等に対し、計画策定費用の1/6（上限50万円）を補助します。

鹿児島県から上乗せ補助を受けた場合の例

	① 計画策定費 支援費用	② 消費税（※） ①×10/110	③ 税抜金額 ①-②	④ 鹿児島県補助額 ③×1/6
例①	440万円	40万円	400万円	<b>上限</b> 50万円
例②	264万円	24万円	240万円	40万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まないものとします。

### 3 国の「早期経営改善計画策定支援事業」

国が認定した専門家の支援を受けて、資金実績・計画表やビジネスモデル俯瞰図などの経営改善計画を策定。専門家に対する支払費用の2/3（上限15万円）を国が補助。

県は、利用した中小企業等に対し、計画策定費用の1/6（上限3.75万円）を補助します。

鹿児島県から上乗せ補助を受けた場合の例

	① 計画策定費 支援費用	② 消費税（※） ①×10/110	③ 税抜金額 ①-②	④ 鹿児島県補助額 ③×1/6
例①	26.4万円	2.4万円	24万円	<b>上限</b> 3.75万円
例②	13.2万円	1.2万円	12万円	2万円

※ 補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まないものとします。

### 4 補助対象者

次の要件を満たす者

#### (1) 次のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の融資を受けた者
- ② 株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行が行う特別貸付を受けた者

#### (2) 国が実施する「経営改善計画策定支援事業」または「早期経営改善計画策定支援事業」を利用し、令和4年12月20日以降に計画策定費用支払通知を受けた者 等

※ 鹿児島県信用保証協会の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る補助を受けた者は対象外

### 5 申込期限 令和7年3月7日（金）必着

※補助金交付決定額が予算に達し次第、受付を締め切ります。

### 6 申請に必要な書類

- ・ 中小企業経営改善計画等策定支援事業補助金交付申請書兼請求書
  - ・ 県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し
  - ・ 県信用保証協会が発行した新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金の信用保証書の写し又は株式会社日本政策金融公庫等が発行した特別貸付を受けたことがわかる書類の写し 等
- ※ 詳細は県のホームページ等でご確認ください。

